

『藩士名寄』に見る尾張藩御役者の代々 (一)

— 金春八左衛門家・林家 (金春喜左衛門家) の役者をめぐって —

飯塚 恵理人

一 はじめに

尾張藩は初代義直以来「御役者」として能役者を抱え、それは明治維新に至るまで続いている。この御役者の代々の事績に関しては『名古屋市史 風俗編』¹⁾(以下『市史(風)』と略称)、『名古屋市史 人物編第一』²⁾(以下『市史(人)』と略称)に詳しい。しかしながら、『名古屋市史』は両方ともに何代目が何年から何年まで勤めて次の代に変わったかという記述が中心で、各人の改名・昇給・昇格やその年次に関する記述は必ずしも完備されているとは言い難い。

御役者は尾張藩の「藩士」として処遇されてきた。このようなことから『藩士名寄』に履歴が記載された。現在まとまって残っている『藩士名寄』としては名古屋市蓬左文庫所蔵のものと徳川林政史研究所蔵のもの二種類がある。いずれも明治二・三年あたりの記事まで載ることから、明治維新後に編纂されたものであると考えられる。しかしながら、これらの『藩士名寄』は藩の公式な記録として残されてきたもののほば正確な転写本であると考えられる。この『藩士名寄』と同じ体裁で役者の履歴を記すものに、藤田六郎兵衛氏所蔵『安政五

年戊午改分限帳』³⁾がある。これは藤田重政が当時の御役者の履歴をまとめた控えと考えられるが、これと『藩士名寄』との両方に載る役者の記述を見ると、安政五年までについては全く同文とみなして良いものである。藤田重政がもとした、現存の『藩士名寄』のもとななるものは藩の記録として存在したと考えて良いだろう。

金春八左衛門家以外の尾張藩の御役者は林家(三代目からは金春姓を名乗った)を含め、ほとんど「切米」「切符銀」を給付されている。それに対してこの金春八左衛門家は「知行代」か「合力米」を給付している。「切米」は『日本史用語大辞典』⁴⁾によれば、蔵米とも呼ばれる江戸時代、年貢米を収納した幕府・諸藩の米蔵から家臣に支給される俸禄米。これを支給される旗本・御家人・大名の家臣を蔵米取とよんだ。とあり、正式な藩士に出す俸禄形態と考えて良い。それに対して「合力」は同書に「金品を与えたすけること。中世から近世にかけて扶持以外に半銭を給すること。」とあり、正式な藩士に出す俸禄形態とは異なるようである。八左衛門家が幕府から扶持を受けていたことは慶応二年の「幕府能役者分限調」⁵⁾に「地方百五十石 御扶持方十二人 本国大和 生国武蔵 金春八左衛門 拝領屋敷浅草新旅籠町」

とあることにより知られる。また尾張藩の扶持を受けているが、藩の「譜代席」の名簿に載らない場合が多く、他の役者とは扱いが異なるようである。

金春八左衛門家・喜左衛門家の系図は『金春古傳書集成』(表章・伊藤正義校注昭和四四年五月発行 わんや書店 八左衛門家・六一六一―六一七頁 喜左衛門家・六三三頁)に収められている。本稿では主に蓬左文庫所蔵『藩士名寄』の記述により、それに載らない役者(八左衛門家九代・十代)については林政史研究所所蔵『藩士名寄』を参照して、尾張藩御役者における金春八左衛門家・林家の位置について考えたい。これら二種の『藩士名寄』を引用する際、年号の部分には(一)内に西暦を記した。なお、代々の名前は、八左衛門家の初代から八代は同家の『由緒書』に、九代・十代は林政史研究所所蔵『藩士名寄』に、林家については蓬左文庫所蔵『藩士名寄』に載るものを使用した。

二 金春八左衛門家の代々

初代 八左衛門(安喜)

初代の八左衛門について、『市史(風)』は

金春八郎 禅曲 の子八左衛門 浄元は、もと藤堂高虎に仕へしが、後義直の所望により、合力米二百石 のち五百石となる 給せられ、尾州家に出勤す

と記す。『由緒書』は、「藤堂和泉守殿ニ客分ニ而被差置候所、御家江御推挙被申上、万事成瀬準人正殿御取扱を以、御大夫ニ被召出、御知

(二)

行代引起米五百石被下置候。」と、やはり藤堂家客分からの転仕で「知行代」を給付されたとする。また『由緒書』には、「右八左衛門儀御家御大夫役之最初ニ而御座候。源敬公様江御謡奉申上候。」と八左衛門が尾張藩の大夫の最初であり、敬公(初代藩主義直)に謡を奉ったことについて述べる。さらに「瑞龍院様(二代藩主光友)江御稽古専ラ奉申上、道成寺迄も被為遊、」と、安喜が光友に能を教え、光友が「道成寺」までも舞ったことを述べる。この初代八左衛門が二代藩主光友に能の指導を行ったことは、八左衛門家が幕府に仕える役者でありながら尾張藩から代々合力米を受け、他の尾張藩御役者に勝る待遇を受けた一つの根拠になったようである。

この後、初代八左衛門は、幕府の役者として出勤することとなるが、尾張藩はその後も「合力米」を給付している。幕府に所屬する役者に尾張藩が「合力米」を支払い扶助する形態だったと考えられる。『由緒書』には「唯今迄被下候知行代之五百石、已後為御合力永く八左衛門家限り被下置候旨被仰渡、其節公儀をも奉相勤候。右分知行候年月暁与相知レ不申候得共、元和六七年之間ニ可有御座与奉存候。」とあり、八左衛門家の伝えとしては元和六・七年頃に幕府役者となったと伝えられていたと言える。公儀役者となった後も尾張藩の用事も同様に勤めた。『由緒書』には「御役者」派ニ加様之類例一切無御座候。」とある。八左衛門家は幕府に所屬しながら尾張藩の扶助も受けて尾張藩の仕事も勤め、実質上は幕府と尾張藩への二重勤仕、すなわち「二重主従制」をとる特別な家柄となる。八左衛門家は尾張藩の扶持を受ける役者の内で特別な地位を占めることとなった。『藩士名寄』には、

知行五百石代

金春八左衛門

一 元和三(一六一七) 巳年只今迄、藤堂大学頭殿相勤罷在候處、源敬様江御囉被遊、知行代五百石被下置相勤罷在、其後、家本金春八郎看坊相務候節、御家を離、公義御用相勤候。右五百石は御合力ニ被下置

一 万治元(一六五八) 戌年、病死

とある。『市史(風)』の記事には年号が書かれないが、この『藩士名寄』の記事によって、初代八左衛門が藤堂家より尾張藩に正式に抱えられたのが元和三年であることが判明する。また、金春八郎が「看坊」を勤めたとき、八左衛門は「御家を離公義御用」を勤めることとなつたという事情が判明する。

二代 八左衛門(照喜)

二代目八左衛門は、『市史(風)』には、

其子八左衛門 淨徹、実は林長兵衛の子 二世を継ぐ、尾州より五百石を給はる、貞享二年卒す、

と記される。『由緒書』によれば二代目照喜は安喜の甥であった。『藩士名寄』には、

淨元悴

知行代五百石

金春八左衛門

一 慶安四(一六五二) 卯年 御目見

一 万治元(一六五八) 戌年、亡父八左衛門江被下候通、知行代

五百石被下置

一 貞享二(一六八五) 丑十一月、病氣ニ付罷登、道中江尻ニ而

閏廿二日頃病死

と載る。二代目は、『藩士名寄』に養子とはされていない。『藩士名寄』

によれば、「江尻」で客死したと伝える。

三代 八左衛門(安成)

三代目八左衛門は『市史(風)』には、

二男八郎右衛門 淨三 三代目を継ぎ、尾州より三百石を給せら

る、元禄十年卒す、

とある。初代・二代と続いた知行代五百石が三百石に削られている。

『由緒書』では、「従来八左衛門家江被下置候御合力米之儀、未々ニ至り減少等之事□有之時者、子孫之者共難洪可致義も可有之、唯今之内、是迄被下置候御合力米五百石之内、其方ニ指上申候ハ、永々不易ニ減少無之様、御文庫ニ御書留被為置可被下旨、御直ニ御内意被成下候付、冥加至極難有仕合ニ奉存、是迄被下置候御合力米五百石之内式百石奉指上、其節ニ三百石ニ相成申候。」と、この知行代の減少について、瑞龍院(光友)が直接八左衛門に対して子孫の知行代をこれ以上減らすことはしないと約束した上で、八左衛門側から減らすようお願いする形をとつたとしている。『藩士名寄』では、

八左衛門悴

八左衛門

御合力米百式拾石

金春へ七三郎

一 貞享三(一六八六) 寅正月十八日、亡父八左衛門ニ被下置候

御合力米式百石之内、七三郎ニ知行代として百式拾石被下置

一 元禄十(一六九七) 丑四月晦日、病死

と、貞享三年に兄の死によって跡を継いだ時、合力米二百石のうち百二十石を得たとしており、三代目になった後に減らしているとはしない。

「知行代」と「合力米」の石数は俸禄制度上からすれば、実収納の米額に差がある。「知行代」は「知行」のように、現実には「知行地」(采地・給地)を給付されていないが、「石高」に「免(免相)四ツ」という課税率四割(四公六民)を課して「租米」を収納する制度である。実際には藩の米蔵から現米を給付されている。知行代五百石は米二百石を入手するのである。「合力米」の石数は現米そのものの石数を表示するもので、知行代五百石と合力米二百石とは同額の現米を収納することになる。『由緒書』の「是迄被下置候御合力米五百石」は誤認である。もし合力米五百石ならば知行代は千二百五十石でなければならぬ。三代目のとき、八左衛門家側から知行代三百石に減らすよう願ひ出る形をとっているから、『藩士名寄』の三代目の部分には「御合力米百貳拾石」と記載されているのである。「〇〇石代」と「代」のついている場合も「知行代」を意味すると考えるべきであろう。

二代目から三代目にかけては俸禄が実に四割減額された。実際に得る現米石数が百二十石であったとしても、他の尾張藩の役者より多かったことは確かであろう。しかしながら、俸給の上で他の尾張藩御役者との差はかなり縮小したと考えられる。

四代 八左衛門(勝成)

四代目に関して、『市史(風)』は

其子八左衛門 具圓 四代目を継ぎ、三百石を給はる、彼は浄元の傳と八郎 禪曲長子 の傳とを併せ得し人なり、十二歳にして父を失ひ、自分にて名人たらんと心掛け、天下の能書を悉く探り得て、上手となれり、藩主吉通入部の祝能に出席せしは此人なり、とするす。『由緒書』の勝成の項には上手であったことなどは記され

ない。むしろ勝成に実子がおらず、後継者のいないままに亡くなったことに記述の重点がおかれ、「実子無御座、殊ニ者江戸表詰中及末期、金春大夫弟滿次郎儀、賀養子ニ奉願候儀ニ付、未御家江茂御目見不仕、尤若年ニ付、此節迄実家ニ罷在候。」と五代目氏綱が御目見前であったことを記す。

『藩士名寄』は

八左衛門

御合力米百貳拾石

金春へ万三郎

一元禄十(一六九七) 丑七月、亡父八左衛門通、代々被下置候

知行代三百石被下置

一 享保十一(一七二六) 午六月五日、病死

と載せる。

五代 八左衛門(氏綱)

五代目の八左衛門は、幼少の時に八左衛門を相続し、また成長してから金春大夫を継いでいるため、尾張家の「大夫」としての働きはあまりしていないと考えられる。『市史(風)』の記述には、

藩主宗勝の時、金春本家七郎、合力米八十石を給はる、安永五年、隠居して息翁と称す、其年南御座之間に於て囃子を催され、息翁を召し、小語論義など勤めしむ、

とある程度である。このようなことも関与してか、この五代目の時期に再び八左衛門家の俸禄が減少した。『由緒書』にその間の事情は、「公儀・御家江茂未御目見不仕候内、養父死去仕候故ニ哉、公儀表之儀者無相違家督被仰付候得共、御合力米之儀、先頭之通御由緒御座候所、御合力米之内百石御減少、貳百石被下置候。」と書かれる。八左

衛門は「先祖共格別之御由緒之御趣を以、三百石之本高之事共を漸奉願上候得共」と、知行代三百石を望んだが「御増シ高之儀者御沙汰無御座、唯今迄親江被下候通御合力米貳百石被下置候。」とかなえられなかった。『由緒書』はこの場合も「知行代」を「合力米」と誤認している。八左衛門家は「合力米貳百石」ではなく、「知行代貳百石」を得ているのであり、現米石数は八十石である。『藩士名寄』によれば、

八左衛門悴

七郎

へ八左衛門

金春へ満次郎

- 一 享保十一（一七二六）午七月廿七日、亡父八左衛門末期願之趣、達御耳候處、近代、為指御奉公も無之、御儉約之御時節柄候故、御合力米難被下候へ共、先祖浄元儀、源敬様江被召出、瑞竜院様江御指南をも申上、御家代々相勸来候者ニ而、各別被思召候付、御時節柄には候得共、八左衛門江被下置候三百石代之内、百石分減少、貳百石代被下置候旨被仰出
- 一 享保十一（一七二六）午十月四日、八左衛門と改名
- 一 元文五（一七四〇）申十一月、金春大夫儀病氣付、仍願、八左衛門江、大夫本家讓候付、七郎与改名之由。八左衛門跡ハ悴金春金四郎江讓候旨
- 一 安永四（一七七五）未閏十二月廿三日、公儀江相願隠居と載せる。この記事中の「三百石代」「貳百石代」は「知行代」の石高である。この記事で注目されるのは、「近代為指御奉公も無之」の

部分であろう。これが理由となって「知行代貳百石」、すなわち合力米八十石に減額されている。四代目から五代目にかけての享保年間は、八左衛門家はそれほどの尾張藩関係の仕事を勤めていないと記されているのである。

六代 八左衛門（元鄰）

六代目は、『市史（風）』に

同年、六代目八左衛門に合力米八十石を給ひ、同十年、三百石代を給ふ、天明四年卒す、

と記載される。この六代目の時に知行代が引き上げられているという点が特筆される。この代の相続については『由緒書』に、「右八左衛門儀、幼名金四郎与申、七歳未滿ニ而、公儀表家督者無相違被仰付、御家御合力米之儀者、御用立候迄者親金春大夫江是迄之通被下置候様願之通被仰付候。」とある。幼少の時の合力米は前の五代八左衛門（その時の金春大夫）に付けられていた。『藩士名寄』には、

公儀御役者

御合力米三百石代

金春八左衛門

- 一 安永四（一七七五）未閏十二月廿三日、金春大夫致隠居候付、只今迄、金春大夫江被下置候御合力米貳百石代、八左衛門江被下置
 - 一 天明元（一七八二）丑七月廿六日、久々出精相勸候付、御合力米百石代御増被下、都合三百石代被成下
 - 一 同四（一七八四）辰三月廿八日、病死
- と載る。「合力米三百石代」の表示は「合力米三百石」を意味するのではなく、合力米として「知行代三百石」（現米石数百二十石）とす

るといふ意味である。実際に働いた期間が長かったことも考慮されての加増であり、この俸禄がそのまま七代目に引き継がれることはなかった。

七代 金蔵

金蔵について『市史(風)』は、「依つて七代目金春金蔵に二百石代を興ふ。」のみ記している。『由緒書』では、「右金蔵義、九才之節親八左衛門死去仕、公儀表家督無相違被仰付、御家江御合力米奉願候節、伯父金春大夫奉願、金蔵御立候迄後見仕、可奉相動候段奉申上、幼少之金蔵江、親八左衛門御加増已前之通御合力米式百石被下置候。」と記している。『藩士名寄』によれば、

金春八左衛門悴

御合力米式百石代

金春金蔵

- 一 天明四(一七八四)辰八月廿四日、幼少之事ニハ候得共、御代々相動候家筋之儀、其上、金春大夫後見いたし御用等相動候付、是迄八左衛門江被下置候御合力米之内、式百石代被下置
- 一 寛政五(一七九三)丑七月、年頃ノ義ニも相成候付、金春大夫後見御免

一 同七(一七九五)卯四月、退身

とある。幼少で八左衛門家を継ぎ、金春大夫の後見を離れて二年余りで退身していることを見れば、実質的な活動時期は極めて短かったと考えられる。

八代 八左衛門(安住)

八左衛門家八代目の金春安住は、喜左衛門家の最後までもあつた。安住について、『市史(風)』は

(六)

是に於て太夫八左衛門 六代目 より願ひ出で、太夫の甥 庶子の家 半次郎を新たに仕官せしめ、切米四十石 次で十石を加増す、扶持江戸六口、尾州四口を給せらる、時に安永七年なり、寛政七年に至り、金春金蔵 七代目 病篤し、嗣なし、乃ち幕府及び当藩に請ひて、半三郎をして金蔵の家を嗣がしめ、八左衛門 八代目 と改名し、藩よりも合力米を給せり、

と記す。安住は喜左衛門家十代目の虎太郎の跡を継ぎ、続いて八左衛門家を相続した。『由緒書』には、「右八左衛門儀、最初半次郎与申候而、安永七戌年新規ニ御家御大夫役ニ被召出、寛政七卯年迄拾八ヶ年御奉公仕、同年従弟金春金蔵儀退身仕候節、八左衛門家相続仕候間、御合力米頂戴仕候。」とある。『由緒書』には安住が、「源白様御在世中者、御稽古御用被仰付、」と九代藩主宗睦の養子(宗睦弟義敏の子)である治行(源白)に稽古をしたことが書かれている。

安住について『藩士名寄』は、

金春太夫甥

但見

八左衛門

御合力米式百石代

半三郎

隠居後御扶持拾五人分

金春ハ半次郎

- 一 安永七(一七七八)戌五月十日、御役者被召抱、大夫被仰付、御切米四拾石被下置

半次郎儀江戸扶持六人分・尾州扶持四人分被下置

- 一 天明三(一七八三)卯三月廿一日、家芸致出精候ニ付、御加増米拾石被下置、都合御切米五十石被成下

一 寛政二（一七九〇）戌九月七日、家芸常々出精相勤候付、年々金拾両充被下置

一 同五（一七九三）丑九月、半三郎与改名

一 同七（一七九五）卯八月三日、金春金藏跡相続被仰付。是迄之御宛行被召上、新規御合力米式百石代被下置

一 同（一七九五）年八月、八左衛門与改名

一 文政十（一八二七）亥四月十四日、於御本丸、願之通隠居

一 同（一八二七）年六月廿六日、久々御用向出精御模通能相勤候付、御合力米代御加増をも可被成下御吟味中、隠居仕候事ニ付、別段之譚を以、御扶持拾五人分被下置。御國表御用之節ハ罷出可相勤旨

一 天保元（一八三〇）寅五月七日、病死

と載せる。「切米」とは正規の俸禄で合力米のように扶助・援助を意味しない。石数は現米そのものの石数である。「扶持」は一人扶持一日米五合の割で一ケ年米一石八斗になる。安永七年の部分に「江戸扶持六人分尾州扶持四人分」を得たと書かれているが、一年の俸禄としてはこの両方を合わせて十人扶持得ていたと考えて良い。十人扶持は十八石に相当する。これと切米を加えたものが実際に手に出来る俸禄だった。安住は隠居後に「扶持拾五人分」を得ているが、これは米二十七石に相当する。

九代 八左衛門（為三郎）

『由緒書』は、この為三郎までの記述で終わっている。『由緒書』を引用すると「右為三郎儀、文化八（飯塚注…一八一）未年初而御目見仕、其年初而御用被仰付、当酉年迄都合十五ケ年追々御用奉相勤、」

とこの『由緒書』（奥書…文政八（一八二五）酉年十一月）の書かれた時点までですでに十五年勤めていると記している。しかしながら、その勤務形態は「部屋住ニ而当年迄御用十五ケ年相勤、」とずっと部屋住であったことが知られる。九代目について『藩士名寄』は

金春八左衛門悱

八左衛門

金春ハ為三郎

一 文政十（一八二七）亥四月十四日、於御本丸、家督無相違被下置

一 同（一八二七）年六月四日、今度家督ニ付、父八左衛門并金春大夫願之通、御合力米式百石代被下置

一 文政十（一八二七）亥十二月、八左衛門与改名

一 天保三（一八三三）辰二月朔日、江戸表ニ詰通、御用向格別骨折候付、御謠等御稽古相勤候内、非番年計、御扶持六人分被下置

と記す。為三郎が正式に抱えられたのは『由緒書』の奥書の年月よりもさらに一年半後の文政十年であり、それも安住の引退によってであった。これ以降の記録は蓬左文庫所蔵『藩士名寄』に記載されていない。徳川林政史研究所所蔵『藩士名寄』（所蔵番号 Rポ二七二 一三頁）には、この後の八左衛門家の記述がある。まず九代八左衛門（為三郎）については、「安政六（一八五九）未八月廿七日、於御本丸願之通隠居被仰付、家督無相違、悱朋之助江被下置」とあり、安政六年に隠居したことが知られる。御目見より四八年勤務したこととなる。

十代 八左衛門（朋之助）

第十代の朋之助に関しては林政史研究所『藩士名寄』(所蔵番号 R
ポ二七二 一三二頁)に以下のように記されている。

八左衛門悴

金春 朋之助

文久二(一八六二)戌十二月 八左衛門

一 安政六(一八五九)年末九月廿一日、今度家督二付、父八左

衛門并金春太夫願之通、御合力米式百石代被下置候

朋之助は安政六年に父親から家督を譲られ、文久二(一八六二)年に八左衛門を名乗っている。十代目の八左衛門襲名が明治元(一八六八)年の六年前であることを考えれば、八左衛門家は明治維新まで続いたと考えて良いだろう。この八左衛門は柳沢澄「能楽家忌辰録」によれば明治二四(一八九一)年七月三〇日に六〇才で亡くなった。

三 林家(金春喜左衛門家)の代々

林家は、尾張藩にのみ所属する「大夫」の家である。この家は三代目から金春姓を名乗り、『藩士名寄』にも金春姓の部に記されている。林家の初代・二代については、『藩士名寄』の林の部分に欠落があるため確認することは出来なかった。喜左衛門を名乗っているのは三代目から五代目までと七代目の四人である。金春姓を名乗っていることから金春喜左衛門家と呼んでも差し支えないように思うが、『市史(風)』に林家とあるので、ここでは林家と呼ばせて頂きたい。初代・二代に関する『市史(風)』より抜粋すると、

金春七郎氏勝 慶長十八年卒 の高弟にして、且女婿たる林長兵

衛は、元禄六年、光友に召出され、正保元年まで勤務せしが、次第に病身になりたるより、金春七郎重勝の弟、平右衛門 長兵衛 妻の兄 を代役に召出す、之を二代目とす、明暦二年卒す、となる。『市史(風)』は初代が召し出されたのを「元禄六年」とするが、これは死去した年が出仕した年よりも早くなり年代が合わない。『市史(人)』に「元和六年」とあるものにしたがう。この代の扶持・身分に関しては現在の所、資料等未見である。

三代 喜左衛門

三代目に関しては、『市史(風)』に

其子幼なるを以て、長兵衛の子七右衛門をして、三代目を継がしむ、七右衛門光友に仕へ、切米八十石扶持七口を給せられ、喜右衛門と改名し、寛文九年卒す、

と載る。『市史(風)』の記述によれば、二代目の子供が幼年であったので初代の子供を召し出したとするが、これは即戦力になる人物を後継者としたと言える。が、家を継いで三年余りで亡くなった。『藩士名寄』には、

御切米八拾石

金春喜左衛門

一 万治元(一六五八)戌年、被召出、御切米八拾石被下置

一 寛文九(一六六九)西六月、病死

と載る。『市史(風)』『市史(人)』では「喜右衛門」と名乗ったとするが『藩士名寄』は喜左衛門とするので、ここでは三代目から喜左衛門を名乗ったと考える。家を継いでからの活動期間は短かったと考えられる。

四代 喜左衛門(権八)

四代目は、『市史(風)』に、「其子喜左衛門四代目を継ぐ、正徳四年、眼を病みて退引し、」と載る。『藩士名寄』には、

金春喜左衛門悴

御切米八拾石

喜左衛門

金春へ権八

- 一 万治三(一六六〇)子年、被召出、九年無足ニ而相勤罷在
- 一 寛文九(一六六九)酉七月、父致病死候付、大夫役之儀ニ付、父のこごとく御切米【八拾石】被下

- 一 元禄六(一六九三)酉九月、御隠居附被仰付
- 一 同十四(一七〇一)巳正月、表御役者打込ニ被仰付

一 正徳四(一七一四)午九月廿七日、病氣ニ付、御役儀難相勤旨兼而仍願、御役儀御免、隠居被仰付。取来候御切米御扶持方無相違、悴貞之丞ニ被下候。喜左衛門儀、瑞竜院様御代被召出、久々相勤者候故、御扶持方五人分被下置。名・苗字共ニ林八右衛門と改【以下虫損判読不可】

と載る。万治三年の「無足」とは無俸禄のことである。この喜左衛門の特徴は、元禄六年から十四年まで、「御隠居附」を命じられていることである。これと同じ時期に息子である五代目喜左衛門も同じく「御隠居附」であり、「表役者」とは異なった扱いを受けている。ここでいう「御隠居」は二代藩主光友のことである。光友は初代八左衛門に能を習っている。喜左衛門は八左衛門と同じ金春流であるから、光友の稽古の相手などを勤めたものであろう。三代藩主綱誠が元禄六年四月二十五日に家督を継いでおり、その半年後に喜左衛門が御隠居附となっている。また光友は元禄十三年十月十六日に亡くなっているか

ら、その四十九日の後に表役者となったと言える。

四代目喜左衛門は引退後「林八右衛門」と改姓しており、本姓は林氏であるという意識があったものだろう。隠居後も「扶持方五人分」を得ているが、これは米九石に相当する。

五代 喜左衛門(貞之丞)

『市史(風)』には

養子貞之進 後に喜左衛門 五代目を相続す、享保八年、病身に役儀を辞し、

とある。『藩士名寄』には、

金春喜左衛門養子

喜左衛門

御切米八十石

金春へ貞之丞

- 一 元禄七(一六九四)戌年、御隠居附御役者被召出、三年無足ニ而相勤
- 一 同十(一六九七)丑十月四日、御切符金三拾【虫損】三人扶持被下置
- 一 元禄十四(一七〇一)巳正月、表御役者打込被仰付
- 一 正徳四(一七一四)年九月廿七日、父喜左衛門隠居被仰付候付、喜左衛門江被下候御切米八拾石御扶持方共無相違、貞之丞ニ被下置、大夫ニ被仰付。田中源之丞座上被仰出之。同月喜左衛門と改名。
- 尤、只今迄貞之丞取来候御切符金御扶持ハ上ル
- 一 享保八(一七二三)卯六月十二日、病身ニ而、久々御用をも不相勤候付隠居

とある。『市史(風)』には前名を「貞之進」とするが『藩士名寄』は「貞之丞」とする。五代目は享保八年の時点で長く御用を勤めていなかったとして子供である六代目に跡を譲り隠居している。しかしながら、後述の通り六代目も早く無くなっており、享保年間に林家は活躍出来る状態ではなかったと言える。元禄十年に得た「御切符金」とは「正金」ではなく「割符金」での給与である。

六代 権三郎

六代目は『市史(風)』に

其子権三郎をして六代目を相続せしむ、同十年卒し、と載る。この代に切米は八十石から二十石減少し六十石となった。

『藩士名寄』には、

金春喜左衛門悴

御切米六拾石

金春権三郎

一 享保六(一七二二) 丑三月廿二日、御合力金貳拾両・常御扶

持三人分被下、御役者被仰付

一 同八(一七三三) 卯六月十二日、父喜左衛門儀病身ニ而、久々

御用も不相勤候付、隠居被仰付。右権三郎儀年頃ニも罷成候付、

大夫被仰付、御切米六拾石・江戸御扶持六人分・尾州御扶持四

人分被下置

只今迄被下置候御合力金御扶持方被召上

一 享保十(一七二五) 巳十月晦日、病死

と載る。前述の通り六代目は家を相続し二年あまりで亡くなっている。

大夫としての活躍時期は短かった。

七代 喜左衛門(権次郎)

七代目は六代目が相続後二年余りで無くなったのを受けてその弟が相続したものである。この代には切米が六十石よりさらに二十石減少し四十石となった。『市史(風)』には、

弟権次郎七代目をつぐ、寛保二年卒して子無し、

とのみ載せる。『藩士名寄』には、

金春権三郎弟

喜左衛門

御切米四拾石

金春へ権次郎

一 享保十一(一七二六) 午二月朔日、亡兄権三郎名跡被仰付被

下候様ニと田中源之丞依願、権次郎儀幼少ニ付、御用ニハ難立

候得共、数代相勤家筋之者之儀、殊ニ喜左衛門病身ニ而、権三

郎ニ懸罷在由候へは可致難儀付而、御憐愍を以、為御合力金、

今年も廿両充毎歳被下置候。家芸出精致、執行候様被仰出

一 享保十六(一七三一) 亥十一月十日、仍願、尾州逗留扶持四

人分被下置

一 同十八(一七三三) 丑五月廿八日、仍願元服

一 同廿(一七三五) 卯六月十九日、近年御国御用・御在江戸御

用等、田中源之丞・寺田門治同様相勤、其上数代御役者大夫筋

目之者之儀候故、御切米四拾石被下置旨被仰出

只今迄被下置候御合力金ハ上ル

一 寛保二(一七四二) 戌十一月二日、江戸ニ而病死

と載せる。幼少で相続し、享保一八年に元服した。『金春古傳書集成』

所収系図は、寛保二年一〇月三〇日没、行年二五歳とする。子供はな

く、次の代より喜左衛門は名乗っていない。

八代 甚三郎

八代目は『市史(風)』には、

金春の一門竹田権兵衛 松平加賀守の太夫なり の弟甚三郎、八代目を相続して太夫となり、京都 小川通武者小路上ル に住す、勤続約三十年にして、安永二年卒す、

と載る。『藩士名寄』には、

御切米五拾石

金春喜左衛門名跡

御扶持江戸六人分

金春甚三郎

尾州四人分

一 寛保三(一七四三)亥五月八日、喜左衛門儀去冬病死候處、

悴無之候付、縁類竹田権兵衛弟右甚三郎儀、末々御用立可申者候間、喜左衛門名跡被仰付被下候様ニと依願、名跡被召出、年々金式拾兩充被下置旨被仰出、苗字改

但甚三郎江戸御扶持六人分・尾州御扶持四人分被下置筈

一 延享二(一七四五)丑正月十一日、家芸精出、当御在府御用も押而相勤。其上、数代大夫役勤候筋目之者ニも候故、御切米四拾石被成下。尤只今迄被下来候御金ハ上ル

一 宝曆十三(一七六三)未十二月廿九日、御加増米拾石被下置、都合御切米五拾石被成下

都合御切米五拾石被成下

一 安永二(一七七三)巳九月十二日、病死

と載る。八代目は「喜左衛門」の名は名乗っていない。

九代 虎太郎

九代目は八代目の死後家を継いだが、ごく僅かな年数しか勤めなかった。『市史(風)』には、

其子虎太郎九代目となり、江戸に下り、金春の家元にて修行中、同六年、無断師家を去りたるにより絶家す、

と載せる。『藩士名寄』には、

御切米四拾石

御役者大夫

御扶持江戸六人分

金春甚三郎悴

尾州四人分

金春虎太郎

一 安永二(一七七三)巳十二月十八日、御役者被召抱、親跡大夫被仰付。御切米四拾石・江戸詰扶持六人分・尾州御扶持四人分被下置

一 安永六(一七七七)西十二月七日、立去

九代目は継いでから僅か四年で「立去」っており、実質的に活躍することはほとんどなかったと考えられる。

この次に継いだのが、八左衛門家を継いだ安住である。

四 おわりに

蓬左文庫所蔵『藩士名寄』の記載から、金春八左衛門家・林家の代々の記述について述べた。八左衛門家は義直、林家は光友の時代から抱えられており、尾張藩の御役者の家としては最も早い段階で抱えられた家である。しかしながら、林家は幕末までは続かなかった。藤田六郎兵衛氏蔵「慶応四年お抱え能役者名簿」¹⁰には、山田左兵衛(太夫格 京都住)・松村重蔵(連役 南都住)・西原仲右衛門(連役 江戸住)と三人の金春流の役者が記載されている。三家とも初代が地謡として抱えられた家だが、このような家が太夫格・連役まで勤め得るよ

うに成長してきたことは注目すべき現象だろう。太夫役として林家をどうしても必要とするといった状況になくなったことも林家の中絶の背景に考えられるのである。

尾張藩の能楽政策は、ただ単に費用のかかる役者を一律に辞めさせるといような方針ではなかった。役のあまりない役者からは俸禄を削り、その分で新規の役者を抱えた、もしくは役が増えた役者に加増したと考えられるのである。

尾張藩の御役者の家・俸禄は、江戸時代を通じて一定していたものではない。義直・光友の時代は金春流という流儀でシテ方を統一していた。これは光友が金春八左衛門に習っていたことも大きな理由だったろう。それが、他流儀の役者を抱えるようになった。その他流儀の役者は、金春流の役者を転流させたり、あるいは町役者を安く登用したと考えられる。尾張藩の御役者中における金春流の勢力は江戸時代を通じて徐々に落ちて行った。

江戸時代後期には宝生家(安田家 宝生流)・寺田家(金剛流)・木下家(観世流)が尾張藩の大夫として地位を固めており、山田家(金春流)・丹羽家(宝生流)は大夫格に地位を上げてきている。尾張藩はその当時の人気・働きを考えて家々の処遇を変えているのである。役者の家も必ずしも安定した待遇を得るものではなかった。

今回は紙数の関係から『藩士名寄』に載る御役者のうち金春八左衛門家・林家に限定して述べた。同書には田中家・木下家・寺田家・大野家など他のシテ方の家も記載される。それらの家に関して、次号以降に連載させて頂きたいと思う。

注

- 1 『名古屋市史 風俗編』 名古屋市役所 大正四年八月発行
本稿の金春八左衛門家・林家に関する引用は全て同書の150―152頁による。
- 2 『名古屋市史 人物編』 名古屋市役所 昭和九年五月発行
八左衛門家は四二九―四三〇頁(金春半次郎(安住)は四五六頁)、林家は四三一―四三二頁に載る。
- 3 「(翻刻) 藤田六郎兵衛氏蔵『安政五年戊午改分限帳』——江戸末期の尾張藩お抱え能役者——」 拙稿 「名古屋芸能文化 第四号」 一九九四年二月 三二―四三頁
- 4 『日本史用語大辞典 I 用語編』 日本史用語大辞典編集委員会 柏書房 一九七八年八月一日発行 蔵米(切米) 二三〇―二三二頁 合力 二六四頁
- 5 『復刻・増補版 能楽盛衰記上巻 江戸の能』 著者 池内信嘉 解題・年譜・著作年表 西野春雄 東京創元社 平成四年一〇月発行 一三五頁 上段
- 6 『藩士名寄』(名古屋市蓬左文庫 分類番号 一四一 一) 金春姓は全て第一〇五冊に収載されている。同書には通し頁番号が記されている。各家の代々の記されている頁番号は以下の通りである。なお林家(金春喜左衛門家十代)の安住は八左衛門家八代として載せた。
〔八左衛門家〕 初代 二六五頁 二代 二六六頁 三代 二六七頁 四代 二六八頁 五代 二六九頁 六代 二七一頁 七代 二七二頁 八代 二八六頁 九代 二八八頁
〔林家(金春喜左衛門家)〕 三代 二七三頁 四代 二七四頁 五代 二七六頁 六代 二七八頁 七代 二七九頁 八代 二八一頁 九代 二八三頁
- 7 八左衛門家『由緒書』…『能楽諸家由緒書』(表章 片桐登校訂 能楽

資料集成一九 わんや書店 平成八年三月発行) 所収校訂本文に拠る。八
左衛門家に関する引用文は、二四二―二四九頁

8 「能楽家忌辰録・明治元年―明治三十五年」 柳沢澄 「謡曲界」 昭和十四年十月号 一五七頁

9 光友の隠居及び別表の藩主の家督相続の年月日は、『名古屋市史 政治編 第一』 大正四年十一月発行 名古屋市役所収載 「尾張徳川家一覽表」 「尾州徳川家系図」 による。

10 「明治維新期における尾張藩お抱え能役者の境遇」 拙稿 「名古屋芸能文化 第五号」 一九九五年二月 三八―四一頁

〔付記〕 貴重な資料の閲覧を許可頂きました名古屋市蓬左文庫・徳川林政史研究所に心より感謝致します。また、多大なご教示を賜りました小島廣次氏・栗花光弥氏に心より感謝申し上げます。なお本稿は平成九年度科学研究費助成奨励研究(A) 「東海地域近世・近代能楽資料の収集と整理」 (課題番号：〇九七一〇三二六) による成果の一部となります。

『藩士名寄』に見る尾張藩御役者の代々(一)

名古屋市蓬左文庫所蔵『藩士名寄』記載の八左衛門家・林家(金春喜左衛門家)関係記事

代	名前	別名	元号	年	西暦	月	日	將軍	藩主	事項
1	八左衛門	安喜	元和	3	1617			秀忠	義直	藤堂家より転仕。知行代500石を得る。(現米200石)
1	八左衛門	安喜						秀忠?	義直	金春八郎が「看坊」を勤める節尾張藩を離れ、「公儀御用」を勤める。知行代500石(現米200石)は合力として得る。
1	林長兵衛		元和	6	1620			秀忠	義直	光友に召し出される(市史・人物)
1	林長兵衛		正保	1	1644			家光	義直	引退(市史・人物)
2	八左衛門	照喜	慶安	4	1651			家綱	光友	御目見
2	林平右衛門		明暦	2	1656			家綱	光友	死去(市史・人物)
1	八左衛門	安喜	万治	1	1658			家綱	光友	病死
2	八左衛門	照喜	万治	1	1658			家綱	光友	知行代500石(現米200石)を得る。
3	喜左衛門		万治	1	1658			家綱	光友	召し出され、切米80石を得る。
4	喜左衛門	権八	万治	3	1660			家綱	光友	この年より9年間無足で勤める
3	喜左衛門	寛文	寛文	9	1669	6		家綱	光友	病死
4	喜左衛門	権八	寛文	9	1669	7		家綱	光友	大夫役となり、切米80石を得る。
2	八左衛門	照喜	貞享	2	1685	11	閏22頃	綱吉	光友	江尻にて病死
3	八左衛門	安成	貞享	3	1686	1	18	綱吉	光友	合力米120石を得る。
4	喜左衛門	権八	元禄	6	1693	9		綱吉	綱誠	御隠居附となる。
5	貞之丞		元禄	7	1694			綱吉	綱誠	御隠居附に召出され、3年間無足で勤める。
3	八左衛門	安成	元禄	10	1697	4	30	綱吉	綱誠	病死
4	八左衛門	勝成	元禄	10	1697	7		綱吉	綱誠	知行代300石(現米120石)を得る。
5	貞之丞		元禄	10	1697	10	4	綱吉	綱誠	切符金30両・3人扶持(現米5石3斗)を得る。(但し虫損推定)
4	喜左衛門	権八	元禄	14	1701	1		綱吉	吉通	表御役者打込となる。
5	貞之丞		元禄	14	1701	1		綱吉	吉通	表御役者打込となる。
4	喜左衛門	権八	正徳	4	1714	9	27	家継	継友	隠居。従来の扶持は5代目に。新規扶持5人分(現米9石)を得る。林八右衛門と改名。
5	八左衛門	貞之丞	正徳	4	1714	9	27	家継	継友	大夫となる。切米80石・扶持を得る。田中源之丞座上。従来の扶持はなくなる。喜左衛門と改名
6	権三郎		享保	6	1721	3	22	吉宗	継友	合力金20両・扶持3人分(現米5石3斗)を得る。
5	喜左衛門	貞之丞	享保	8	1723	6	12	吉宗	継友	隠居
6	権三郎		享保	8	1723	6	12	吉宗	継友	大夫となる。切米60石江戸扶持6人分尾州扶持4人分(扶持10人分:現米18石)を得る。従来の合力金はなくなる。
6	権三郎		享保	10	1725	10	30	吉宗	継友	病死
7	喜左衛門	権次郎	享保	11	1726	2	1	吉宗	継友	合力金20両を得る。
4	八左衛門	勝成	享保	11	1726	6	5	吉宗	継友	病死
5	満次郎	氏綱	享保	11	1726	7	27	吉宗	継友	末期養子願により、知行代200石(現米80石)を得る。
5	八左衛門	氏綱	享保	11	1726	10	4	吉宗	継友	満次郎より八左衛門へ改名。
7	喜左衛門	権次郎	享保	16	1731	11	10	吉宗	宗春	尾州逗留扶持4人分(現米7石2斗)を得る。
7	喜左衛門	権次郎	享保	18	1733	5	28	吉宗	宗春	元服
7	喜左衛門	権次郎	享保	20	1735	6	19	吉宗	宗春	大夫となる。切米40石を得る。合力金はなくなる。
5	七郎	氏綱	元文	5	1740	11		吉宗	宗勝	金春大夫を継ぐ。七郎と改名。八左衛門名跡は松金四郎に譲るが、『由緒書』によれば合力米はそのまま五代八左衛門が得ていた。
7	喜左衛門	権次郎	寛保	2	1742	11	2	吉宗	宗勝	江戸で病死
8	甚三郎		寛保	3	1743	5	8	吉宗	宗勝	竹田甚三郎が喜左衛門名跡となる。金20両宛を得、金春姓へ改姓。江戸扶持6人分、尾州扶持4人分(扶持10人分:現米18石)。
8	甚三郎		延享	2	1745	1	11	吉宗	宗勝	大夫となり切米40石を得る。従来の金20両はなくなる。
8	甚三郎		宝暦	13	1763	12	29	家治	宗陸	加増米10石(合計切米50石となる。)
8	甚三郎		安永	2	1773	9	12	家治	宗陸	病死
9	虎太郎		安永	2	1773	12	18	家治	宗陸	大夫となり切米40石を得る。扶持は江戸6人分尾州4人分(扶持10人分:現米18石)
5	七郎	氏綱	安永	4	1775	閏12	23	家治	宗陸	隠居
6	八左衛門	元郷	安永	4	1775	閏12	23	家治	宗陸	知行代200石を得る(現米80石)
9	虎太郎		安永	6	1777	12	7	家治	宗陸	立去
10	半次郎	安住	安永	7	1778	5	10	家治	宗陸	大夫となり切米40石を得る。扶持は江戸6人分尾州4人分(扶持10人分:現米18石)
6	八左衛門	元郷	天明	1	1781	7	26	家治	宗陸	知行代100石代加増される。合計知行代300石(現米120石)となり第四代と同じになる
10	半次郎	安住	天明	3	1783	3	21	家治	宗陸	加増米10石(合計切米50石となる。)
6	八左衛門	元郷	天明	4	1784	3	28	家治	宗陸	病死
7	金蔵		天明	4	1784	8	24	家治	宗陸	金春大夫の後見を受けることを条件に知行代200石(現米80石)を得る。
10	半次郎	安住	寛政	2	1790	9	7	家斉	宗陸	加増金10両
7	金蔵		寛政	5	1793	7		家斉	宗陸	金春大夫の後見を離れる。
10	半三郎	安住	寛政	5	1793	9		家斉	宗陸	半三郎と改名
7	金蔵		寛政	7	1795	4		家斉	宗陸	退身
8	半三郎	安住	寛政	7	1795	8	3	家斉	宗陸	金春金蔵跡相続。新規知行代200石(現米80石)を得る。従来の宛行はなくなる。
8	八左衛門	安住	寛政	7	1795	8		家斉	宗陸	八左衛門と改名
8	八左衛門	安住	文政	10	1827	4	14	家斉	斉朝	隠居
9	為三郎		文政	10	1827	4	14	家斉	斉朝	家督相続
9	為三郎		文政	10	1827	6	4	家斉	斉朝	知行代200石(現米80石)を得る。
8	八左衛門	安住	文政	10	1827	6	26	家斉	斉朝	新規扶持15人分(現米27石)を得る。国表御用の節の出動を命じられる。
9	八左衛門	為三郎	文政	10	1827	12		家斉	斉温	八左衛門と改名
8	八左衛門	安住	天保	1	1830	5	7	家斉	斉温	病死
9	八左衛門	為三郎	天保	3	1833	2	1	家斉	斉温	扶持6人分(現米10石8斗)を得る。
9	八左衛門	為三郎	安政	6	1859	8	27	家茂	茂榮	隠居(林政)
10	朋之助		安政	6	1859	9	21	家茂	茂榮	家督相続。知行代200石(現米80石)を得る。(林政)
10	八左衛門	朋之助	文久	2	1862	12		家茂	茂榮	八左衛門と改名(林政)

※(市史・人物)は『名古屋市史人物編』の、(林政)は徳川林政史研究所所蔵『藩士名寄』の記述による。
※改名時期のわからない場合は、改名後の名を「名前」欄に、改名前の名を「別名」欄に記した。